

議案第103号

北上市情報通信技術を活用した行政の推進条例の一部を改正する条例

北上市情報通信技術を活用した行政の推進条例（令和4年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第9条 <u>次に掲げる</u> 手続等については、<u>第5条から前条までの</u> 規定は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが<u>適当でないものとして規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法</u><u>その他の情報通信技術を利用する方法</u>により行うことが規定されているもの（<u>第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。</u>）</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第9条 <u>次の各号に掲げる</u> 手続等については、<u>当該各号に定める</u> 規定は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが<u>適当でないものとして規則で定めるもの</u> <u>第5条から前条までの規定</u></p> <p>(2) <u>申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は第6条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u> <u>第5条及び第6条の規定</u></p> <p>(3) <u>縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法に</u></p>

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第11条 [略]

より行うことが規定されているもの（第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第7条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第11条 [略]

(情報通信技術の進展への対応)

第12条 市は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、条例等に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、市民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第12条 [略]

(補則)

第13条 [略]

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第13条 [略]

(補則)

第14条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月15日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、電磁的記録媒体等の利用を義務付ける手続等についてオンラインによる手続を可能とするほか、所要の改正をしようとするものである。